



新都発第 37 号  
令和2年9月24日

新庄市議会議長 下山 准一 殿

新庄市長 山尾 順 紀



請願の結果の報告について

令和2年3月17日付け新市議発第2141号で請求のありました標記の件について、  
下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 請願内容

除雪受託者に対する支援についての請願

- ①新庄市待機補償運用基準の見直し
- ②全面委託除雪機械の車両管理費計上等の見直し
- ③貸与除雪機械返却に伴う修理費用の負担軽減

#### 2. 請願の結果の報告内容

##### ①新庄市待機補償運用基準の見直しについて

冬期間の気象状況に左右されず持続可能な除雪体制の維持を図るため、除雪機械に応じて人件費及び機械経費等の固定費を最低除雪委託料として支払い、準備費用として前払い出来る仕組みとします。

なお、この度の制度新設により、これまでの待機補償制度は廃止とします。

最低除雪委託料の内訳は以下によります。

##### ○人件費（対象とする期間は12月1日から翌年2月末日まで）

新庄市で冬期雇用している除雪オペレータの賃金を参考に、得られた値の70%を人件費として計上します。

##### ○機械経費（対象とする期間は11月15日から翌年3月31日まで）

山形県発行の「建設機械等損料算定表」に記載の供用1日@損料を計上します。

##### ○諸経費

山形県発行の「土木工事標準積算基準書」に基づき一般管理費を計上します。

②全面委託除雪機械の車両管理費計上等の見直しについて

車両管理費計上等の見直しについては、人件費及び機械経費等の固定費として最低除雪委託料に反映します。

③貸与除雪機械返却に伴う修理費用の負担軽減について

貸与除雪機械返却に伴う修理費用は、除雪受託業者の過失による場合以外は、これまでのとおり市が負担します。

3. 実施時期について

令和2年度から実施します。